



上図のように、法曹養成の全体像を三角形で示すと、何よりも重要なのは、法律基礎科目の習得であろう。そして、これを基礎として実務基礎科目が存在する。しかし、これだけでは単なる机上で終わってしまう。エクスタージンツァにおいて、紛争を抱えた当事者や関係者と接触することによって、生の事実と接することによって、はじめで法曹養成教育が完結するといっても過言ではない。以上の上昇過程においてエクスタージンツァの重要性は明らかである。

と思われる。さらに、このことによって、いわば下方過程において事実から法律実務科目を再認識するとともに、その基礎を形成する法律基礎科目を明確に把握できるとも可能となってくると思われる。

最後に、ここで述べたことは、あくまで私人の見解であり、千葉大学大学院専門法務研究科の見解ではないことをおこたわりする。

守秘義務遵守の課題

— 早稲田大学の経験 —

古谷修一（早稲田大学大学院法務研究科教授）

エクスタージンツァ・ソムボジラム

はじめに

早稲田大学大学院法務研究科（以下、本研究科）においては、2004年の設立当初からエクスタージンツァ・プログラムが実施されており、臨床法学教育の中心的科目のひとつと位置づけられている。後に触れるように、参加を希望する学生も多数におよんでおり、実務的経験を積むうえで重要な科目であるとの認識は、学生の間においても定着していると言える。

もつとも、エクスタージンツァにおいては、学生が法律実務家の活躍する「現場」に身を置き、生の事件を経験する機会を得られる点で、法科大学院の教室内で行われる授業以上に、高い倫理観・責任感を伴った行動が求められることも事実である。プログラムの実施を担う研究科としても、派遣先機関における行動について、受講学生に対する事前の十分な意識づけなど、通常の授業とは異なる配慮が必要となる。とりわけ重要なのは、エクスタージンツァで知った事実に関する守秘義務の遵守である。法律事務所や企業の法務部など法律実務家が活躍する現場では、知りえた秘密の遵守は最も重要な義務であり、それは派遣される学生にとっても免れない。これを遵守できない場合には、派遣先の業務に重大な支障をもたら

らすことはもちろん、当該学生にそもそも法律実務家となるべき基本的な資質がないと評価せざるをえないことになる。

しかし他方で、ネット環境を拡大しつつある現在、学生の多くは日常生活において、常に他者に対して自らの考え・行動を発信する機会を持ち、それを積極的に利用している。フェイスブック、ツイッター、ブログといった媒体を通じた情報の発信・受信は、社会生活の大きな一部を形成しつつあり、それは法科大学院の学生においても例外ではない。こうした生活環境のなかにおいて守秘義務をいかに遵守させるかは、エクスタージンツァの実施において大きな課題である。

本小論では、本研究科におけるエクスタージンツァ・プログラムの現状を紹介するとともに、数年前に発生した守秘義務に関連する事件を通して、当該義務の遵守における課題を明らかにし、これを克服するための事前指導の在り方について参考事例を提供したいと考える。

1. エクスタージンツァの制度と実績

本研究科のエクスタージンツァは、夏休み期間の8・9月を中心に実施され、原則

として2週間、法律事務所などの外部機関に学生が派遣される。カリキュラム上の位置づけは実務系基礎科目内の選択必修科目であり、2週間の派遣先での実習を全うし、かつ派遣先機関がプログラム終了後に提出する評価書において一定のレベルにあると判断された学生に対して、2単位が付与される。エクスターニシップは2・3年生配当の科目とされているため、1年生は正規に受講することはできない。ただし、1年生も単位なしの試行プログラムという形で、エクスターニシップに参加することは可能となっている。

過去3年間を例にとると、派遣者数は【表1】のとおりである。毎年派遣者は150名前後になるが、希望者はその倍近くになっている。当初、エクスターニシップの履修は3年次を想定し、実際初期においては3年生が派遣者の中心であった。エクスターニシップは、法科大学院で学んだ知識を現実の実務のなかで応用・展開することを目的としていることから、派遣に適しているのは最上級生の3年生であると考えられたのである。しかし、現実には徐々に2年生の希望者が多くなり、現在は80%近くが2年生になっている。こうした動きの背景には、大きく二つの

理由が指摘できる。第一は、全国的に司法試験の合格率が低い状況となり、3年生の夏休みには2週間のプログラムに参加することによって、試験のための勉強時間を失いたくないという意識が、学生の間広がっていることである。第二は、大手法律事務所を中心として、いわゆる「サマークラーク」の制度が動き始め、3年生は将来の就職との関係などを考えて、夏休みはサマークラークを経験したいという希望が強くなってきている。現状としては、2年生の夏はエクスターニシップ、3年生の夏はサマークラークというリズムが定着しつつある。

いずれにせよ、エクスターニシップの派遣者が2年生中心となってきている背景には、司法試験や合格後の就職といった問題が強く影響を与えているのが現実である。司法試験のための勉強時間の確保は、3年生にかぎらず、どの学年の法科大学院の学生にとっても切実な問題である。このため、全国的には、エクスターニシップなどの実務系の授業に消極的な学生が多くなっているとの見方もある。しかし幸いなことに、本研究科の場合には、エクスターニシップに積極的に参加しようという学生の数は減少していない。3年前に入試制度の改革が

【表1】

	申請者数			合計	派遣者数			合計
	1年	2年	3年		1年	2年	3年	
2010年度	17	238	59	314	3	118	29	150
2011年度	11	242	42	295	1	116	29	146
2012年度	5	215	60	280	0	104	36	140

行われ、それまでの未修者中心の入学者から、新入生の60%程度が既修者となる状況に変化した。既修者としての入学者は、そのバックグラウンドに多様性も少なく、多くは法学部を卒業して直ちに法科大学院に入学してくる者であることから、それだけに司法試験の合格をより強く意識し、エクスターニシップへの参加を希望する学生が減るのではないかと危惧された。しかし、ここ2年間の経験では、むしろ既修者として入学した学生の方が、積極的にエクスターニシップに参加しようという意欲が見られる。

本研究科の学生の意見を聞くかぎりでは、既修者は学部や予備校などにおいて、長い間机上で法学の勉強をしてきただけに、むしろそれが実際に使われる現場を経験したいという欲求が強いようである。そして、現場における経験を、さらに勉強を続けるための動機づけとしたいという希望も多く聞かれる。実際、それまで机に嘯り付いて勉強していた学生が、2週間のエクスターニシップを経験した後には、見違えるように視野を広くし、法曹となる目的意識を明

確にして、さらに勉学に意欲的になった例が多く見られる。

ただ、派遣学生が2年生主体で、しかも既修者が多い現状では、エクスターニシップの主要な目的が変化せざるをえなくなっていることは否定できない。先に述べたように、エクスターニシップの重要な目的は、法科大学院で学修した法学の基本的知識を、実践の場で応用・展開することにある。その意味では、エクスターニシップは、法科大学院教育の「締めくくり」「まとめ」といった位置づけを持つべきものである。しかし、2年生の夏季であると、既修者は入学して4～5ヶ月を経ただけの段階で派遣されることになる。その場合、先の既修者の意見にも現れているように、エクスターニシップは法科大学院における学修の「飛躍台」といった意味合いが強くなる。こうした変化も踏まえて、本研究科では、学生が将来のキャリア設計を考え、その方向に学修を進めていくための機会となるよう、できるだけ多様な派遣先を確保している。過去3年間の業態別の派遣機関数

【表2】

	2010年度	2011年度	2012年度
法律事務所	89	81	89
司法書士事務所	1	1	1
官公庁・自治体	8	9	7
企業	12	12	8
病院	1	2	0
その他団体	11	12	9
合計	122	117	114

務所が中心であるが、その中身は企業法務を行う大手事務所、パブリック系事務所、知的財産や外国人問題など専門性の高い事務所など多様であり、地理的にも弁護士過疎地域も含めて北海道から沖縄まで広がっており、さらに韓国やシンガポールの法律事務所も含まれている。官公庁は、本研究所が独自に開拓した派遣先に加えて、人事院が実施している「霞ヶ関インターンシップ」にも参加している。企業についても商社、金融、保険、製造業などを中心に、法務部あるいは知的財産部門などに派遣されている。その他、公益的な性格を持つ財団、労働組合、NCOなども含まれており、こうした団体におけるプログラムの一環としてカンボジアやタイなどにも学生が派遣されている。

2. 守秘義務に関する問題

上記のように実施されている本研究所のインターンシップであるが、守秘義務に関しては、その課題を痛感する事件を経験している。すでに数年前のことであるが、エクスターションシップで派遣された学生が、派遣先事務所における依頼者の相談内容をツイッターに書き込むという事態が発生した。ツイッターをフォローしていた弁護士や司法修習生から、当該書き込みが問題ではないのかという指摘を受け、本人はいくつかの書き込みを消去した模様であるが、それでもエクスターションで経験した内容等をツイッターに上げるとは止めなかった。そうした状況が派遣先事務所の所属する機関の本部に通報され、本研究所は同本部からの指摘を受け、初めてその事実を知るところとなった。本研究所としては、当該学

生のプログラムをただちに中止するとともに、学生に対してすみやかな帰京を命じ、後日事情聴取を行うこととなった。

事情聴取の結果、この問題が当該学生の個人的な不注意では済まされないと、根強い問題に起因することから明らかとなった。当該学生は真面目なタイプで、派遣者を決定するための面接においても、特段の問題が指摘されたわけではなかった。むしろ、司法過疎地域における弁護士の活動に関心をもち、そうした地域におけるエクスターションを積極的に希望しており、その点が評価されてもいた。ところが、こうした強い関心から、自らが過疎地域における弁護士活動を体験するだけにとどまらず、その苦労や意義を広く世間に知ってもらいたいと考えたようである。こうして、東京を離れる時点からツイッター上への書き込みが始まり、上記の相談者との面談内容の書き込みへと至ることになったのである。

こうした事態が発生した原因は、複合的な側面を持っているように思われる。第一に、ツイッターやブログといった発信媒体が、法科大学院の学生にとっても日常化しており、もはや特別な行為とは考えられていない点が挙げられる。事実、当該学生は平日頃からツイッターに、自身の生活の経過を書き込んでいたようである。当該事件が他の学生の間に知られることになった際、それがまたBBS（電子掲示板）やツイッターに書き込まれていく状況を見るにつけ、ネット環境を情報交換の場として利用する行動が、決して当該学生に限ったものでないことは明らかである。

第二に、当該学生がある種の使命感を持って、意図的にツイッターを利用したこ

とに留意しなければならない。政治活動・企業活動・社会運動といった公的活動がこうした媒体を通して行われることは一般化しており、法律実務家の世界においても、たとえば個々の法律事務所の業務内容の紹介（商業的な意味も含めて）や大規模訴訟の原告団の活動状況の発信など、広義のSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した情報発信は必要不可欠なものとなりつつある。法律家もまた、「法廷の外では、貝のように口を閉じる」というわけには行かない状況である。当該学生の行動も、過疎地域における司法のあり方を自らの行動を通して社会に発信するという側面を（少なくとも本人の主観的な意図としては）持っていた。それだけに、守秘義務の遵守と社会への発信という相矛盾する要請に、いかに適正なバランス感覚をもって対処するかが重要であったと言える。

しかし、第三に、当該学生はこうした要請の緊張関係を十分に意識したうえで行動したとは言えず、守秘義務に関する認識は相当に希薄であった。学生は守秘義務も含んだ「法曹倫理」の授業を受講しており、少なくとも学問としてはその意味を理解していた。しかし、それを「現場」における問題として、切迫感をもって体得していたとは言いがたい。守秘義務の問題を本当に理解するためには、依頼者の心理、弁護士の関与のあり方、地域の特性などの現実を具体的にイメージする能力が不可欠であろうが、それが欠けていたことは間違いない。しかし、これもまた当該学生だけの問題とは言えない。法科大学院への社会人の入学者が少なくなり、全体として学生の若年化

が指摘されている。しかも、多くの学生は就職活動なども体験しないで法科大学院に入学してくる。そうなる、いきおい法科大学院の学生は、一般的な同年代の若者と比較しても社会経験（あるいは社会性）が乏しい者が多くなる。守秘義務の落とし穴は、こうした学生の基本的な属性に根ざしている側面もある。

3. 派遣学生の選考と事前指導のあり方

上記のような問題を受けて、本研究所では以下のような対応を試み、再発の防止に努めてきている。

第一に、「法曹倫理」における授業内容の工夫である。とりわけ、形式的・表面的に守秘義務等の内容を教えるのではなく、そもそも専門職（プロフェッショナル）とは何か、なぜ専門職は特別な倫理・責任を負わなければならないのかといった、より根源的な問いかけから掘り起こし、専門職の所作としての守秘義務のあり方を理解できるようにしてきた。こうした展開は、同科目を担当される研究者教員と実務家教員（裁判官、検察官を含む）の労に負うところが大きい。

第二に、派遣学生を選考する面接において、志願者の社会性を確認する視点を強調したことである。本研究所では、およそ1週間をかけて、数人の教員がエクスターションシップを希望する250名あまりの学生の面接を行い、実際に派遣される学生を決定する。そこでは、派遣希望先に対して経験させてほしいと依頼したい業務・活動の内容、将来のキャリア設計との関係性といっ

た内容に関する質疑を行い、これを通して、志願者が派遣先の業務についてどれだけ具体的に・現実的なイメージを持ち、それにどのようなに参画しようとするかを確認している。仮に競合する希望者がいない派遣先の場合であっても、社会性に不安を覚える学生については、あえて派遣をしない方針をとっている。

第三に、上記の面接の前に、主要な派遣先の受入担当者を招いて、2日間およそ4時間をかけたエクスターンシップ内容説明会を実施している。この説明会自体は上記の事件が発生する前から実施されていたものであるが、従来は派遣先でのエクスターンの内容に関する簡単な説明が行われるに過ぎなかった。しかし、2年前からは各派遣先に従来の3倍程度の時間を与え、日常業務の内容や特徴、働く者に要求される特性などを中心に説明をお願いし、「お客さま」として受け入れられるのではなく、通常業務の「担い手」として働くという意識を持つことを強調して説明していただいている。

第四に、このエクスターンシップ内容説明会、そして派遣者が決まった後に行われる派遣決定者説明会において、エクスターンシップ・プログラムの担当教員である教務主任が、繰り返し守秘義務の遵守に関する確認を行っている。具体的には、本研究科に入学する時点で提出されている「誓約書」、エクスターンシップ・プログラムへの派遣時に改めて提出を求める「機密保持等誓約書」の関連部分を読み上げ、上記の事件についても言及したうえで、ツイッター、ブログ等については具体的な注意を喚起している。

このような派遣学生の選考と事前指導によって、少なくともこれまでどころ、守秘義務に抵触するような行動は見られない。しかし、先に指摘したように、学生を取り巻く社会一般の状況を見るならば、守秘義務の問題は常に意識して強調し続ける必要があり、プログラムを運営する側が気を抜けば、簡単に違反行動が生まれる可能性があることを強く留意しているところである。

結び

エクスターンシップ・プログラムは、学生が修得した法律知識を現場において展開する能力を養成するという役割に加えて、経験が不足しがちな学生を現場で訓練し、プロフェッショナルとして自立できる強韧な社会性を身につけさせることに意義を持ち始めている。守秘義務についても、そうした観点を踏まえたくうえで、その遵守という大原則を学生に徹底することが重要であろう。その意味で、派遣に先立つ事前指導の充実が大きな意義を持つことは間違いない。本研究科では、先に説明した対応策に加えて、派遣先の業態や特性に応じて学生をグループ化し、これを担当する教員を定めて、きめ細かな事前指導を行う体制を構築することを検討中である。こうした事前指導と現場での訓練を有機的に結びつけることができるならば、エクスターンシップ・プログラムは法科大学院の学生に対して、今以上に有別な教育ツールになるものと考えられる。また、それなくしては、守秘義務等の重要な原則を、確実に遵守させることは難しいとも思われる。

受入れ法律事務所からの課題

—エクスターンシップの実践について—

渡辺彰悟（弁護士・早稲田大学大学院法務研究科客員教授）

1 いずみ橋法律事務所の特徴

私の経営するいずみ橋法律事務所は、2004年に法科大学院制度がスタートした当初から、早稲田大学の法科大学院学生をエクスターンシップで受入れてきた。当法律事務所は、難民事件を多数受任しており、個人開業の法律事務所としてはかなり特殊な部類になるかもしれない。難民事件が多いことから、外国人が関わる一般民事事件も非常に多数受任している。また、難民事件においては特にビルマ人難民申請弁護団の事務局も当法律事務所内に併設されているため、日常の弁護士業務に占める難民問題への関わりは他は事務所には類を見ないものとなっているといえる。

もちろん、日本国民が依頼者として当事務所の顧客となっている一般民事もあるが、早稲田大学の多くの学生が当法律事務所をエクスターンシップの希望先としているのは、当法律事務所のことのような特色を知っているゆえであるといえる。

2 エクスターンシップの意義

法科大学院が実施するエクスターンシップの意義は、やはりなんといっても動機付けであるといえる。この動機付けには二重の意味があり、第一は、法律学を生きた学

問として学修する意欲を喚起することである。第二は、法科大学院学生が自分の目指す法曹像を明確にすることである。法科大学院の学生も、法学部の学生と同じように、日頃の机上の勉強では、生きた事案を勉学の素材として正面から取り組むことがない。したがって、エクスターンシップで法律事務所などに派遣されて、現実の依頼者に相対するわけであるから、そのことだけでも法科大学院学生にとっては新鮮であるわけである。

しかも、私の法律事務所が扱う事件の多くは外国人が関わるものであるため、多文化多民族のことを知ることにもつながり、その新鮮度は一層深いものであるといえる。また、その非日常ぶりも相当なものとして彼らの目には映るようです。

例えば、ちょうどエクスターンシップの学生がきていたときに、新件の相談が入った。相談者は夫婦（内縁）で、夫は難民申請者のビルマ（ミャンマー）人で超過滞在者（非正規在留者）、妻は異なる国籍で彼女にも在留資格がない。そして何と、妻は産月で10日後くらいに出産を控えている状況だった。その夫婦の相談は“これからどうすればよいでしょうか”というものであった。私も、なぜこんな切迫した状況になる前に相談に来なかったのか、ある意味